

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツ
が翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については
英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

予想信用損失－公開草案

目次

- ・ 背景および提案の目的
- ・ 提案内容
- ・ 開示
- ・ 発効日およびコメント期間
- ・ 米国会計基準とのコンバージェンス

要点

- 本 ED は、予想信用損失の認識、測定、表示、および開示に関して以下の事項を提案している。
- ・ 予想信用損失の測定の対象となるすべての金融資産と、一定のローン・コミットメントおよび金融保証契約に、1 つの減損モデルを適用する。
 - ・ 購入したまたは組成した(originated)信用減損(credit impaired)している金融資産、および当初認識以後に信用リスクが著しく悪化したその他の金融商品について、「残存期間の予想信用損失」と等しい金額で損失引当金(loss allowance)を測定する。
 - ・ 本提案の適用対象のその他のすべての金融商品については、「今後 12 ヶ月間の予想信用損失」と等しい金額で損失引当金を測定する。
 - ・ 予想信用損失の見積もりには、貨幣の時間価値に加え、(発生の可能性がある結果の幅を見積もって決定した)バイアスのない確率加重金額を反映させる。
 - ・ (IAS 第 39 号のガイダンスに類似した規準に基づいた)信用減損に関する金融商品の状況に応じて、異なる方法で利息収益を測定する。
 - ・ 本提案には、詳細な開示要求が含まれている。本開示要求の目的は、予想信用損失の財務諸表上の金額、および本提案の適用対象の金融商品の信用リスクの悪化と改善の結果を識別し、説明することである。
 - ・ 本提案のコメント期限は、2013 年 7 月 5 日である。

背景と提案の目的

2013年3月7日、国際会計基準審議会(IASB)は、公開草案 ED／2013／3「金融商品：予想信用損失」(以下、「ED」という)を一般のコメントを求めるために公表した。本提案は、IAS 第39号「金融商品：認識と測定」における金融資産の減損に関するガイダンスを、IFRS 第9号「金融商品」の一部を構成する新しい要求事項に置き換えることを意図している。本提案は、予想信用損失に関する会計モデルを提案した、先に公表された2つの公開草案、2011年11月に公表された公開草案「金融商品：償却原価および減損」および2011年1月に米国財務会計基準審議会(FASB)と共同で公表された補足文書「金融商品」に続くものである。先の2つの公開草案は、損失事象の発生まで信用損失の認識が遅れる現在使用されている「発生損失モデル」と比較して、信用損失の認識時期を早めるために、多くの将来予測情報を使用する減損モデルを開発するという、IASBとFASBが設定した金融危機アドバイザリー・グループ(Financial Crisis Advisory Group)の提言に対応して公表された。

本提案の目的は、財務諸表の利用者に将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性の評価に対する有益な情報を提供するために、予想信用損失の認識、測定、表示および開示の原則を定めることである。

提案内容

範囲

本EDは、以下のすべてのものに、同一の減損モデルを適用することを提案している。

- IFRS 第9号に従って償却原価で測定される金融資産
- 公開草案 ED／2012／4「分類および測定(IFRS 第9号の限定的修正)」に従って、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産(FVTOCI)
- 信用を供与する現在の債務がある場合のローン・コミットメント(IFRS 第9号に従って、純損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)は除く)
- IFRS 第9号が適用される金融保証契約(純損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)は除く)
- IAS 第17号「リース」の範囲に含まれるリース債権

見解

- (償却原価で測定される金融資産と売却可能(AFS)負債性金融商品とで全く異なる減損の測定方法を要求している)現行のIAS 第39号とは対照的に、本提案は、償却原価で測定される金融資産と提案されているFVTOCIカテゴリーに分類される負債性金融商品を、同一の方法で減損の測定をすることを提案している。
- (一定の例外を条件に)ローン・コミットメントおよび金融保証契約に適用される減損方法は、IAS 第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に従った現行のIFRSの要求事項と異なっている。

一般的アプローチ

予想信用損失について、以下の 2 つのアプローチの内 1 つに従って損失引当金を測定することが要求される。

- ・ 「今後 12 か月間の予想信用損失」と同額(報告日以後 12 か月以内に発生する可能性がある、金融商品のデフォルト事象から生じる予想信用損失)
- ・ 「残存期間の予想信用損失」と同額(金融商品の存続期間にわたって、すべての発生可能性があるデフォルト事象から生じる予想信用損失)

当初認識以後に信用リスクが著しく悪化した金融商品、購入したまたは組成した信用減損している金融資産(後述のセクションを参照)、および IAS 第 18 号「収益」に従った金融取引を構成しない売掛債権については、後者のアプローチを適用することが要求されている。さらに、本提案では、企業が、IAS 第 18 号に従った金融取引を構成する売掛債権に後者のアプローチの適用を会計方針として選択すること、およびリース債権に後者のアプローチを適用することを別個の会計方針の選択することができる。なお、他のすべての金融商品については、予想信用損失は、「今後 12 か月間の予想信用損失」と同額で測定される。

信用リスクの著しい悪化

購入したまたは組成した信用減損している金融資産を除き、当初認識以後に金融商品の信用リスクが著しく悪化した場合、当該金融商品の残りの存続期間の予想損失の金額を損失引当金として測定する。ただし、報告日現在で金融商品の信用リスクが低い場合は除く。本 ED での信用リスクが低いと考えられる場合とは、デフォルトが目前に迫っているわけではない場合、不利な経済状況または状況の変化が、最大でも金融商品のキャッシュ・フロー債務の契約上の履行条件を満たす債務者の支払い能力の低下しかもたらさない場合である(本提案では、外部信用格付けにおける「投資適格」と同等の内部信用格付けを有する貸付金の例示が含まれている)。

信用リスクが著しく悪化したかどうかの評価は、当初認識以後のデフォルト確率の増加に基づく。ED では、企業は信用リスクが著しく増加したかどうかを評価する際に、(本提案のアプローチと整合性があることを前提に)様々なアプローチを使用できる。たとえ、明示的なデフォルト確率がインプットとして含まれていなくても、アプローチは本提案と整合性がある場合がある。本提案の適用ガイダンスでは、企業が当該評価をする際に役立つかもしれない要素の一覧を提供している。また、残存期間の予想信用損失に基づいて損失引当金(loss allowance)または引当金(provision)を測定すべきかどうかの評価は、原則的には個別に実施されるが、金融資産が契約条件に従って要支払額の全額を支払う債務者の能力を示す信用リスクの特性を共有している場合は、(ポートフォリオ・ベースなど)グループ・ベースで評価を実施することもできる。

本提案には、契約上の支払いが 30 日超延滞している場合は、信用リスクが著しく悪化しているという、反証可能な推定が含まれている。また、ED は、(購入したまたは組成した信用減損している金融資産以外に関して)当初認識後に信用リスクの著しい悪化が発生したが、その後の報告期間までに回復した場合(すなわち、累積的な信用リスクは、当初認識時より著しく高くなっていない場合)、「12 か月間の予想信用損失」と同額で金融商品の予想信用損失を測定する方法に戻すことも提案している。

購入したまたは組成した信用減損している金融資産

購入したまたは組成した信用減損している金融資産は、資産の当初認識時に信用減損している資産なので、異なった取扱いをする。当該資産については、当初認識からの「残存期間の予想損失」の変動を損失引当金として損益に認識する。本提案では、そのような資産に対して有利な変動は、金融資産の予想キャッシュ・フローが当初認識時の見積もりキャッシュ・フローを超過した場合であっても、減損利得である。

「購入したまたは組成した信用減損している金融資産」は、当初認識時に減損の客観的証拠がある購入したまたは組成した金融資産であると定義されている。「減損の客観的証拠」は、発生しており、金融資産の将来予想キャッシュ・フローに影響を及ぼす 1 つ以上の事象であると定義されている。「減損の客観的証拠」には、以下の事象に関する金融商品の保有者の注意を促す観察可能なデータが含まれる。

- ・ 発行体または債務者の著しい財務的困難
- ・ (利息または元本の支払不履行または遅延等の) 契約違反
- ・ 借手の財政的困難に関連した経済的または契約上の理由による、そうでなければ貸手が考えないような、借手への譲歩の供与
- ・ 発行者が破産または他の財務的再編成に陥る可能性が高くなった(probable)こと
- ・ 当該金融資産についての活発な市場の財政的困難による消滅
- ・ 発生している信用損失を反映したディープ・ディスカウントでの金融資産の購入

見解

減損の客観的証拠の定義は、金融資産が減損した場合の IAS 第 39 号の既存の規準を基礎としている。重要なのは、IAS 第 39 号 59 項では、減損の客観的証拠は、当初認識後に発生した 1 つ以上の事象の結果であるとしているが、本 ED の購入したまたは組成した信用減損している金融資産は、必ずしもそうではないことである。

予想信用損失の見積もりの基礎

本提案での予想信用損失を測定は、貨幣の時間価値を組み込み、発生可能性のある結果の幅を見積もって決定した、バイアスがない確率加重金額を反映しなければならない。本 ED における予想信用損失は、デフォルトのそれぞれの発生可能性をウェイト付けした信用損失の加重平均であると定義されている。たとえば、CU100 の信用損失のデフォルトの確率が 5% で、デフォルトが発生しない確率が 95% の場合、予想信用損失は CU5 となる。企業は、発生可能性のあるシナリオのすべてを検討する必要はないが、確率が低い場合であっても信用損失の発生可能性を検討しなければならない。具体的には、「今後 12 か月間の信用損失」のためには、今後 12 か月間の金融商品のデフォルト確率、「残存期間の予想信用損失」のためには、金融商品の残存期間中のデフォルト確率を見積もることが要求される。また、企業は、最良の入手可能な情報(すなわち、過去の事象、現在の状況、将来の事象についての合理的かつ裏付け可能な予測、および報告日における経済状況を含む、合理的に入手可能な情報)を予想信用損失の見積もりに組み込むことを要求される。情報が合理的に入手可能であるとは、(財務報告の目的に適格な入手可能な情報の取得に)過大なコストまたは労力を要さない場合をいう。企業は、ローン・コミットメントに関するデフォルト確率、または金融保証契約の特定の債務者に関するデフォルト確率も検討する。本提案の原則と一致する場合は、予想信用損失を見積もる際に実務上の便宜を使用してもよい(たとえば、売掛債権の予想信用損失を引当金繰入額のマトリクスを使用して計算してもよい)。

企業は、金融資産について時間価値を反映するために使用する割引率を、当初認識時に決定したリスク・フリー・レートと実効金利か、リスク・フリー・レートと実効金利の間の合理的な利率として決定しなければならない。実行されていないローン・コミットメントおよび金融保証契約については、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価、および割引率を修正することにより考慮されている範囲のみのキャッシュ・フロー特有のリスクを、割引率に反映させなければならない。

見解

本提案は、信用損失が起こりそうもなく、最も可能性の高い結果が契約上のキャッシュ・フローの全額を回収でき、信用損失が 0 である場合であっても、予想信用損失の測定には、個別の金融資産についても、予想信用損失の確率加重計算を行わなければならないことを明確に記載している。また、本提案は、最も起こり得る結果(most likely outcome)だけを基礎に、予想信用損失を見積もることを実質的に禁止している。

変更および直接減額

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの再交渉またはその他の変更(modification)が、IFRS 第 9 号の認識の中止にはあたらない場合は、企業は、金融資産の帳簿価額の総額(すなわち、損失引当金控除前の帳簿価額)の再計算をしなければならない。当該再計算は、(変更後の)新しい予想キャッシュ・フローを、当初の実効金利(または必要に応じて、公正価値ヘッジ会計の結果、修正された実効金利)で割引計算し、その変更による結果の利得または損失を認識する。再計算日以後は、(変更された契約条件の)報告日現在の信用リスクと(最初の、変更前の契約条件の)当初認識日現在の信用リスクを比較することで、当初認識後に金融資産の信用リスクが著しく悪化したかどうかを評価する。

本提案は、企業が回収の合理的な見込みがない場合は、金融資産の帳簿価額の総額(減損損失引当金控除前の帳簿価額)から直接減額(write off)することを要求する。本 ED は、直接減額が認識の中止を構成し、資産の全部と資産の一部のいずれかに関連することを記載している。

表示

利息収益については独立の表示科目により表示することが常に要求される一方で、利息収益は信用減損に関する資産の状況に基づいて別々に計算される。購入したまたは組成した信用減損している金融資産以外の金融資産については、報告日において減損の客観的証拠が存在しない場合、帳簿価額の総額に実効金利法を適用して利息収益を計算する（以下、「総額法」という）。

購入したまたは組成した信用減損している金融資産以外の金融資産について、報告日に減損の客観的証拠が存在する場合は、損失引当金に関する調整をした後の帳簿価額の総額から構成される償却原価残高に実効金利法を適用して利息収益を計算する（以下、「純額法」という）。純額法の適用期間中に、予想信用損失の金額が純額法の適用以後に減少し、かつ事象に客観的に裏付けられる場合は、利息収益の計算方法を総額法に戻す。

最後に、購入したまたは組成した信用減損している金融資産の場合は、当初認識時の償却原価残高に、信用に関する調整が行われた実効金利を適用して測定した利息収益を認識する。信用に関する調整が行われた実効金利とは、（当該金融商品の契約条件および予想信用損失を明示的に考慮した）当初認識時の予想キャッシュ・フローを、当初認識時の償却原価まで割り引いた金利である。

本提案は、減損損失の戻入益および減損利得（購入したまたは組成した信用減損している金融資産の場合）を含む減損損失を、純損益計算書およびその他の包括利益計算書で独立した表示科目として表示することを要求している。

見解

金融資産の利息収益の（総額法から純額法への）表示の変更に関するトリガーの時点は、減損の客観的証拠を基礎にする。これは、（金融資産の信用リスクの著しい悪化に基づく）予想信用損失の金額が12ヶ月分の予想損失で測定された金額から残存期間の予想損失で測定された金額へと変更する際のトリガーの時点とは異なっている。

開示

概要

本 ED は、詳細な開示要求を提案している。焦点としているのは、予想損失に起因する財務諸表上の金額、および金融商品の信用リスクの悪化と改善の影響の識別と説明に関する情報である。開示は、財務諸表、と同じ期間および同時点で財務諸表の利用者に提供可能な（リスク報告など）他の記述への相互参照を含んだ開示のどちらか一方を要求している。本提案の開示要求の目的は、金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証契約を、開示情報の内容に適合した、金融資産の特徴を考慮して、グループ分けすることである。また、企業は、財政状態計算書の表示科目と調整するのに十分な情報の開示も要求している。

調整表

企業は、以下のすべての帳簿価額の総額および関連する損失引当金に関して区分した調整表を開示することにより、金融資産の償却原価の期首残高から期末残高への調整表を提供することが要求される。

- a) 「今後 12 か月間の予想損失」と同額で測定された損失引当金に関連する金融資産
- b) 「残存期間の予想損失」と同額で測定された損失引当金に関連する金融資産
- c) 報告日に減損の客観的証拠が存在するが、購入したまたは組成した信用減損している金融資産ではない金融資産
- d) 購入したまたは組成した信用減損している金融資産(さらに、当該ケースの場合は、当初認識時の割引前の予想信用損失の総額の開示が要求される)

さらに、ローン・コミットメントおよび金融保証契約の引当金繰入額の変動の調整表の開示が要求される。

直接減額および変更

企業は直接減額された資産が強制執行の対象となっているかどうかおよび当該資産の額面金額を含む、直接減額に関する方針の開示を要求される。

当該事業年度中に契約上のキャッシュ・フローが変更され、かつ、損失引当金が残存期間の予想損失で測定されている金融商品については、償却原価および変更による損益とともに、当該変更後の報告日ごとに以下を開示しなければならない。

- a) 「残存期間の予想損失」に基づく測定から「12 か月間の予想損失」に基づく測定に変更された損失引当金に関連する、金融資産の帳簿価額の総額
- b) デフォルト中に変更された金融資産の再デフォルト率

信用損失の見積もり

企業は、12 か月および残存期間の予想信用損失を見積もる際に使用したインプット、仮定および見積もり方法を説明しなければならない。具体的には、インプットの基礎および見積もり方法(さらに見積もり方法の変更と変更理由)、予想信用リスクの見積もりの変更および変更理由の説明、および予想信用損失の測定に使用した貨幣の時間価値の影響を反映した使用した割引率に関する情報(企業が選択した割引率、そのパーセンテージおよび決定の際に使用した重要な仮定を含む)。

担保およびその他

担保またはその他の信用補完によって保証されている、金融資産、ローン・コミットメントまたは金融保証に関して、本提案は以下のすべての開示を要求している。

- a) 担保およびその他の信用補完の説明、その質の検討、悪化または企業の担保方針の変更から起因する質の変動についての説明
- b) 担保があるため予想信用損失が 0 になっている金融資産の帳簿価額の総額
- c) 報告日において減損の客観的証拠がある金融資産に関する、担保またはその他の信用補完がどの程度、信用損失の強度 (severity of credit loss) を減少させているかという定量的情報

企業は、特定のポートフォリオまたは地域に起因する損失引当金に対する、重大な良いまたは悪い影響についての定量的および定性的分析に関しての開示を要求されている。

信用リスクの変動の影響

本提案は、当初認識後に金融商品の信用リスクが著しく悪化しているか、減損の客観的証拠があるかどうかを決定する際に使用した、インプット、仮定および見積もり方法の説明を要求している。具体的には、企業は、インプットの基礎、見積もり方法、これらの変更についての説明および変更理由を開示しなければならない。さらに、30 日超延滞している資産に関して、信用リスクが著しく悪化しているという推定を反証した範囲において、企業は、どのように推定が反証されたのかを開示しなければならない。

本 ED は、企業が、信用リスクの格付ごとに、金融資産の帳簿価額の総額、およびローン・コミットメントと金融保証契約の引当金の金額を開示することを提案している。開示は、今後 12 か月間の予想損失の対象の項目と、残存期間の予想損失の対象の項目とに分解される。さらに、残存期間の予想損失を適用する売掛債権とリース債権についてはさらなる分解が行われ、購入したまたは組成した信用減損している金融資産も区分して開示される。本 ED は、信用格付の数は最低 3 つであり、その条件の下で、内部管理目的で使用されている信用リスクの格付けの数を上回ってはならないことを提案している。さらに、制約の範囲内である格付の数は、財務諸表の利用者が、企業が公表している信用リスクを評価するのに十分でなければならない。

さらに、企業は、本提案において、個別に評価し、当初認識後に信用リスクの著しい悪化があった金融資産の帳簿価額の総額、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に対する引当金として認識した金額を開示しなければならない。

発効日および経過措置

IASB は、ED について受領したコメントを再審議した後に、本要求事項の発効日を決定する予定である。なお、(本 ED の提案が組み込まれる)IFRS 第 9 号の発効日は、2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からであり、早期適用が認められている。

本 ED は、過年度の修正再表示が要求されていない(ただし、事後的判断をすることなく過年度の修正再表示が可能であるならば、過年度の修正再表示をしてもよい)ことを除き、本要求事項を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積もりの変更および誤謬」に従って遡及適用することを提案している。企業が過年度の修正再表示を行わない場合は、適用開始日を含む年度報告日の期首に、利益剰余金(またはその他の適切な資本項目)の期首残高を修正しなければならない。さらに、企業は、適用開始日において、金融商品の当初認識時の信用リスクの決定に過度なコストまたは労力を要する場合には、遡及適用は要求されない。このような場合、損失引当金(特に、12 ヶ月分の予想損失の同額を損失引当金とするか、残存期間の予想損失の同額を損失引当金にするかについて)は、当初認識後に金融商品の信用リスクに著しい悪化があったかどうかではなく、各報告日現在での信用リスクが低いかどうかをもとに決定される。

適用開始日において、企業は、IAS 第 39 号に従った減損に関する期末残高の調整または IAS 第 37 号に従った引当金の、本 ED の要求事項に従って決定された期首の損失引当金(loss allowances)または引当金(provision)に対する調整ができるような情報を開示することが要求されている。また、金融資産については、本開示を IAS 第 39 号および IFRS 第 9 号に従った金融資産の測定カテゴリーごとに提供し、また、適用日における損失引当金に関する測定カテゴリーの変更への影響を区分して開示しなければならない。

米国会計基準とのコンバージェンス

IASB によって公表された減損に関する以前の提案(2011 年 1 月公表の補足文書「金融商品: 減損」)は、FASB との共同提案であった。しかし、本提案は、米国の基準設定主体(FASB)による提案、2012 年 12 月 20 公表の会計基準アップデート公開草案(Proposed Accounting Standards Update)「金融商品—信用損失(サブトピック 815-15)」とは異なっている。

FASB の提案には、IASB が提案しているような予想信用損失の 2 段階測定アプローチ(すなわち今後 12 ヶ月間および残存期間の予想損失)をとっていない。その代わり、FASB の提案は、すべての場合に残存全期間の予想損失をもとにした予想信用損失の測定を適用する。他の多くの点については、両提案とも共通の特徴を共有している。

本 ED と FASB の提案のコメント期間は重っており、FASB の提案のコメント期限は 2013 年 4 月 30 日である。コメント期間が重っていることにより、関係者は両提案を比較することが可能である。IASB と FASB は、コメント期間終了後に各提案に関する受領コメントを合同で議論する予定である。このことによって、IASB と FASB は、一方が受領した意見を検討し、お互いの予想信用損失モデルをより緊密に調整することが可能かどうかを検討する機会ができる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーフームおよびそれらの関係会社(有限责任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーフームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーフームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーフームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事業をもとに適切な専門家にご相談ください。